

意見書

平成22年11月22日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成22年9月10日に開催した平成22年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より森林整備事業1箇所、道路事業2箇所の再評価および港湾改修事業1箇所、海岸環境整備事業2箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 森林整備事業 [県事業] 【再評価対象事業】

1番 森林管理道 ^{はるあいづ} 波留相津線

当該箇所は、平成10年度に事業着手し、平成15年度、18年度に再評価を行い、その後おおむね4年を経過して事業計画の見直しを行ったことにより、今回3回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、三重の林業活性化を目的とした総合的な施策、特に担い手の育成を更に推進されたい。

(2) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

6番 一般国道167号 ^{だいにいせどうろ} 第二伊勢道路

7番 一般国道167号 ^{うがたいそべ} 鵜方磯部バイパス

6番については、平成8年度に事業着手し、平成17年度に再評価を行い、その後概ね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

7番については、平成3年度に事業着手し、平成12年度、17年度に再評価を行い、その後概ね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、6番、7番について事業継続の妥当性が認められたことか

ら事業継続を了承する。

ただし、当該道路は有料区間に接続するため、利用者に混乱を生じさせないよう対策を講じられたい。

なお、道路事業の費用効果分析においては、マニュアルに規定される便益だけでなく、観光・防災・救急救命等その他の効果について、背景も含めて説明をされたい。

(3) 港湾改修事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

501番 ^{ながしま}長島港 ^{にしながしま}西長島地区

501番については、昭和55年度に事業着手し平成17年度に完了した事業である。審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。

(4) 海岸事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 ^{どうぜ}道瀬地区海岸

503番 ^{あつりはま}阿津里浜地区海岸

502番については、平成6年度に事業着手し平成17年度に完了した事業である。

503番については、平成5年度に事業着手し平成17年度に完了した事業である。審査を行った結果、継続審議とする。